

国際森林製紙団体協議会
(ICFPA)

Sustainability
プログレスレポート

目 次

1. 国際森林製紙団体協議会（The International Council of Forest and Paper Associations : ICFPA）とは.....	3
2. 持続可能性と ICFPA.....	3
3. プログレスレポートについて.....	4
4. CEO リーダーシップ声明の公約についての進捗状況.....	5
4. 1 持続可能な森林経営を世界中で推進.....	5
4. 2 違法伐採の撲滅.....	7
4. 3 繊維の利用と回収.....	9
4. 4 環境管理.....	12
4. 5 気候変動問題及びエネルギー供給問題の解決策の立案.....	15
4. 6 従業員及び地域社会への投資.....	17
5. 終わりに.....	20
資料「森林製紙産業：持続性可能な世界への約束－CEO リーダーシップ声明－」.....	21

1. 国際森林製紙団体協議会（The International Council of Forest and Paper Associations : ICFPA）とは

国際森林製紙産業団体協議会（ICFPA）は、森林製紙産業団体の国際組織で、会員の共通関心分野における協力の増進、そして国際舞台において森林製紙産業の代弁者としての役割を果たしている。

ICFPA の起源は、各国の森林製紙団体のトップによる産業の重要課題に関する非公式会議が始まった 1996 年に遡る。それから数年後、各森林製紙団体は国際団体を組織し、公式な活動としていくことを決定、2002 年に ICFPA が発足した。ICFPA の目的は以下の通りである。

- ・ 共通関心分野における活動の調整
- ・ 国際的な重要問題における共通見解の発展と推進
- ・ 持続可能な森林経営（SFM）及び林産物の持続可能な生産の支持・推奨
- ・ 持続可能な森林経営におけるベストエクスパリエンス・ベストプラクティスの情報センター
- ・ 多様な利害関係者との対話を世界レベルにおいて推進

今日、ICFPA には 43 カ国の森林製紙産業団体が加盟しており、会員合計で世界の紙板紙生産の 90%以上、木材製品生産の 50%以上を占めている。

2. 持続可能性と ICFPA

1992 年のリオデジャネイロで開催された地球サミット以来、経済面・社会面・環境面における持続可能な発展は、一つ概念から、ビジネス戦略における不可欠な要素そして各国政府の政策決定における重要要因となった。ICFPA は持続可能な発展という課題に真剣に向き合っている。ICFPA 会員団体は高次の持続可能性基準を支持し、また厳格な環境・社会・経済の発展目標を満たす経営・生産活動を行うことを約束している。

持続可能な方法で生産され、かつリサイクル可能である再生可能自然製品、そして精力的な持続可能性のための活動、その改善に向けた継続的な努力によって、森林製紙産業は持続可能性における世界のリーダーになるべく協力して取り組んでいる。これは、健全な経済活動を、健全な環境管理及び社会情勢への配慮と一体化させることで達成されるだろう。

2006 年 6 月、ICFPA は、世界の大手森林製紙企業の CEO や業界団体の理事長が持続可能性に関する歴史的なリーダーシップ声明に署名したことを発表した。2007 年 4 月現在、77 社の CEO 及び 14 団体の理事長が同声明に署名している。森林製紙産業は、世界での持続可能な発展の推進において重要な責務を負っている。ICFPA 会員団体は同声明を通じ、持続可能な発展、そして天然資源の環境的・社会的・経済的便益を現在及び将来の世代が享受できるよう利害関係者と共に取り組んでいくことを約束している。

3. プログレスレポートについて

CEO リーダーシップ声明を通じ、世界の森林製紙産業は、以下の 6 つの中心分野における活動によって、持続可能性実績を継続的に改善していくことを約束している。

- ・ 持続可能な森林経営を世界中で推進
- ・ 違法伐採の撲滅
- ・ 繊維の利用と回収
- ・ 環境管理
- ・ 気候変動問題及びエネルギー供給問題の解決策の立案
- ・ 従業員及び地域社会への投資

ICFPA は、会員である各国・地域の業界団体を通じて、公約の支えとなる持続可能性イニシアティブの策定・実施に引き続き取り組む他、進捗状況について定期的に報告を行うことを約束する。

本プログレスレポートは、リーダーシップ声明で謳われている分野における ICFPA 会員団体の活動の進捗状況に焦点を当てている。レポートでは、リーダーシップ声明で公約された 6 つの分野それぞれにおける進捗状況を概説、また会員団体レベルの持続可能性への取り組みについて紹介している。本レポートは、声明で示された公約の達成に向けての第一歩を示すものである。

4. CEO リーダーシップ声明の公約についての進捗状況

4.1 持続可能な森林経営を世界中で推進

全体的な進捗状況

持続可能な森林経営（SFM）は、原料繊維の長期的供給を確実にする森林経営戦略の採用と同時に、野生動物の生息環境や他の生態環境の維持改善によって達成される。持続可能な森林経営は、社会的・経済的・環境的便益を森林に依存している地域共同体にとって重要目標となっている。ICFPA 会員団体は、持続可能な森林経営の原則を強く支持し、森林認証を持続可能な森林経営を行っていることを証明する手段として推奨してきた。

持続可能な森林経営が営まれ、森林経営が改善されていることを保証する信頼できる認証システムは数多くあるが、これら認証システムの殆どが、二大国際スキーム（PEFC、FSC）のいずれかに属している。

認証システムに関する詳しい情報については、欧州製紙産業連合（CEPI）が森林認証及び環境ラベルの比較マトリックスを開発している。比較マトリックスは www.forestcertification.info で閲覧可能。

これらの認証システムの開始以来、持続可能な森林経営の採用は着実に増加している。現在、認証林面積は世界の生産林面積の約 10% に当たる 3 億 ha となっている。このうち、PEFC 認証林は 1 億 9500 万 ha 強、FSC 認証林が 8800 万 ha 強で、その他は PEFC 又は FSC との相互承認が未実施の認証システムによって認証された森林である。ICFPA 会員団体の多くが持続可能な森林経営に関する数値目標を掲げており、着実に成果を上げている。

持続可能な森林経営における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア（オーストラリア木材・製紙産業協議会（A3P））

オーストラリアの森林産業は、認証取得面積及び認証取得企業の割合 70% の達成、CoC 認証及び認証製品の安定供給の推進を公約している。2006 年は、認証林面積は 20 万 ha 以上増加、また CoC 認証取得数も増加し、目標達成に向け既に大きな進展が見られている。

② ブラジル（ブラジル紙パルプ連合会（BRACELPA））

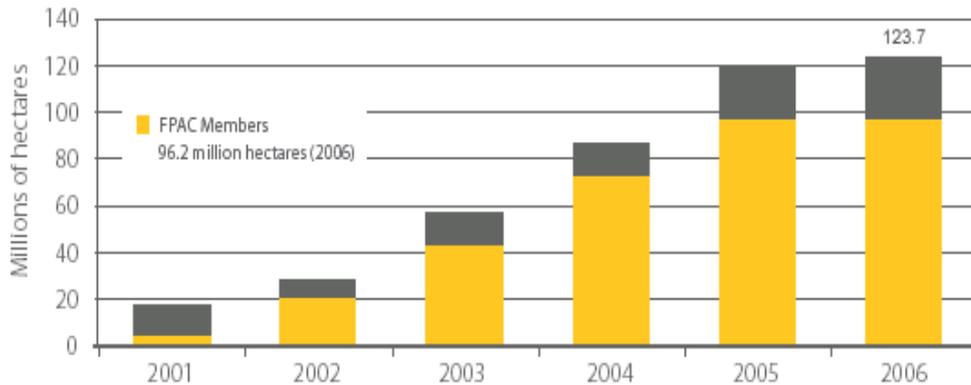
ブラジルの認証林面積は、2006 年現在で 560 万 ha となっている（植林地 280 万 ha、天然林 280 万 ha）。紙パルプ産業における認証林面積は 220 万 ha で、これは国内認証林面積の 39%、認証取得植林面積では 79% に相当する（ブラジル紙パルプ産業は植林材を製紙原料及びエネルギーに用いている）。

③ カナダ（カナダ林産物連合会（FPAC））

2002 年 1 月、FPAC 会員企業は会員が管理する森林全てについて、2006 年末までに持続可能な森林経営の第三者認証を、国際的に認められている 3 つの認証システム（カナダ規格協会（CSA）、FSC、持続可能な森林イニシアティブ（SFI））のうちの 1 つから取得することを公約した。

2006 年 12 月現在、FPAC 会員企業全体の認証林面積 9600 万 ha 強となり、実質的に公約を 100% 達成した（グラフ 1）。

Graph 1: FPAC – Total SFM Certification in Canada



④ チリ (CORMA)

1997年、CORMAは、適切な林業活動の指針となる Best Forest Practice Code (最善の林業活動憲章) を策定した。翌年、CORMA 会員企業は環境価値宣言を発表、責任ある森林経営を公約している。2002年、CORMA は CERTFOR 森林認証を開発、2003年に PEFC から相互承認されている。現在、チリでは 160 万 ha の森林が CERTFOR 認証を取得している。CORMA は会員企業に対し森林認証及び CoC 認証の取得を促すとともに、小規模森林所有者の認証取得も推進している。

⑤ コロンビア (ANDI)

コロンビアの紙パルプ産業で使用される木材は全て植林地から供給されている。紙パルプ企業が所有する森林は、FSC によって持続可能性が認証されている。

⑥ 欧州 (欧州製紙産業連合 (CEPI))

CEPI は認証システム間の相互承認を促進している他、森林認証の比較マトリックスと呼ばれる各森林認証の目的を比較するツール (www.forestcertification.info) の開発を行った。欧州内の森林の 50%が認証林であり、紙パルプ産業が使用する木材の 45%が認証林から供給されている。また、パルプの 39%、紙の 13%が CoC 認証を取得している。

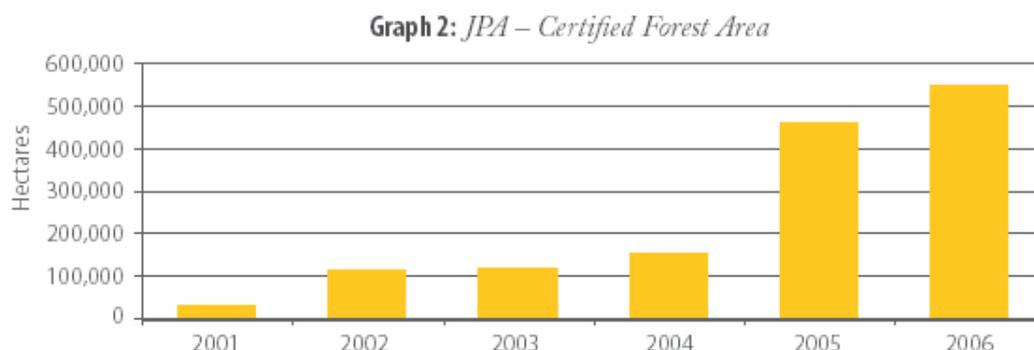
⑦ 欧州 (欧州木材産業連合 (CEI-Bois))

CEI-Bois 会員団体・企業の殆どが中小規模団体・企業であり、CEI-Bois はその会員団体・企業の支援のため、CEPI と共同で、様々な認証林に木材の出所追跡が可能な共通 CoC 認証ツールを開発した。また、CEI-Bois は、認証システムが欧州の森林保護に関する閣僚会議で決定された汎欧州認証ガイドラインに従ったものである場合、それら認証システム間で相互承認を行うことを提唱している。

⑧ 日本 (日本製紙連合会 (JPA))

当連合会の会員企業は森林認証制度を積極的に活用。海外では FSC や PEFC の森林認証を取得。国内では、日本独自の森林認証である SGEC や FSC を取得。この結果、2006年の国内外の森林認証取得面積は 549 千 ha と、2001年の 32 千 ha に比べ

17 倍以上に増加した（グラフ 2）。



⑨ 南アフリカ（南アフリカ製紙連合会（PAMSA））

南アフリカにおける商業植林地 140 万 ha のうち 85% が FSC 認証を取得している。南アフリカ林業協会（FSA）は、持続可能な森林経営のための環境ガイドラインを策定、現在は FSC と共同で小規模森林所有者のための認証プログラムを策定中である。また、FSA が中心となり、南アフリカにおける持続可能な森林経営の国内認証基準の策定に取り組んでいる。

⑩ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

AF&PA では、持続可能な森林イニシアティブ（SFI）や PEFC が相互承認した他の北米の認証システムを遵守することが会員条件となっている。SFI は原料の国際調達について厳しい条件を課しており、この結果、AF&PA 会員企業は、原料を調達する森林全てにおいて持続可能な森林経営を推進しなくてはならない。米国では、商業林の 60% 以上が小規模土地所有者が所有する森林であり、その殆どが認証林ではないため、これは極めて重要なこととなっている。また、AF&PA は、小規模森林所有者向けの持続可能な森林認証システムで、認証林面積は 1100 万 ha 強となっている American Tree Farm System を支援している。

4. 2 違法伐採の撲滅

全体的な進捗状況

違法伐採は森林を減少させるのみならず、合法的に伐採され、取引される林産物の存続を脅かし、森林の持続可能性及び森林に依存する地域社会へ重大な損害を与える。違法伐採による環境破壊は、一般的に、林産物産業に対する否定的認識を形成する。そのため、ICFPA は、全ての利害関係者と協力して、深刻化するこの国際問題の解決に取り組むことを約束する。

2005 年、ICFPA は違法伐採に関する声明を発表、ICFPA 会員団体は声明で謳われている原則に従うことを約束している。違法伐採に関する声明は www.icfpa.org/issues_statements/statements/illegal_logging.php で閲覧可能。

多くの ICFPA 会員団体が違法伐採に関する方針や行動憲章を採択している。また、ICFPA 会員団体は、違法伐採活動から森林を守る方法について政府関係者や国際環境団体と協議を行っている他、違法伐採阻止に向けた目標計画を開始している。

違法伐採撲滅における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア（オーストラリア木材・製紙産業協議会（A3P））

A3P は、輸入木材製品が違法伐採由来でないことを証明するシステムを、全ての会員企業が実施するという目標を掲げている。サプライチェーン全体での合法性を証明するために必要となる審査についての手順と水準を解説したガイドラインが作成され、公開されている。また、森林製紙産業は、違法伐採による脅威への政策対応について、政府と連携を取っている。

② ブラジル（ブラジル紙パルプ連合会（BRACELPA））

BRACELPA 会員企業は植林地から供給される木材しか使用していない。BRACELPA は、公有林保護イニシアティブの策定及び法施行を全面的に支援している。また、BRACELPA はこの問題を議論する政府審議会の委員となっている。BRACELPA は違法伐採撲滅に取り組んでおり、その活動として、小規模農家への環境・森林計画策定支援、法を遵守している林業経営者に対する木材購入の保証、教育プログラムの策定、持続可能な森林経営の基準に則った植林を行う小規模農家への融資、そして FSC や CERFLOR/PEFC に対する積極的な支援を行っている。

③ カナダ（カナダ林産物連合会（FPAC））

2006 年、FPAC 及び FPAC 会員企業は違法伐採に関する声明を採択した。声明の中で FPAC 会員企業は、合法木材のみ調達・利用することを公約している。この公約を推進するため、FPAC 会員企業はさらなる公約として、合法的に伐採された木材を利用していることを消費者に保証するため、2008 年末までに木材原料の出所を遡る仕組みを整えることを表明した。FPAC はこの公約に対する会員企業の進捗状況を把握するための指標の作成に取り組む。

④ チリ（CORMA）

CORMA は天然林に関する法案に持続可能な森林経営を含めることを提案している。この案が認められれば、法律は違法伐採撲滅への強力な手段となるだろう。また、CORMA は、エネルギー向け木材の持続可能な収穫についての薪用木材認証を支援している。チリでは薪は重要なエネルギー源であり、特にチリ中部及び南部地方でそれが顕著で、薪は天然林の違法伐採によって供給されている。

⑤ 欧州（欧州製紙産業連合（CEPI））

CEPI は「製紙産業の合法的伐採活動憲章」を制定、2007 年に活動憲章の進捗状況について発表することを計画している。CEPI 会員 17 団体が批准した活動憲章は 6 つの行動指針を設定、合法的な木材調達、トレーサビリティ、合法性を証明する書類の提出、正規職員の教育について詳細に扱っている。

⑥ 欧州（欧州木材産業連合（CEI-Bois））

CEI-Bois は現在、違法伐採に関する行動憲章の策定に取り組んでいる。行動憲章では、木材産業の違法伐採問題撲滅への取り組みが明確に示されるであろう。いくつかの CEI-Bois 会員団体では、既に会員企業に対し公約の履行を義務付けている。

⑦ 日本（日本製紙連合会（JPA））

日本製紙連合会は 2006 年 3 月「違法伐採に対する行動指針」を公表し、行動指針では、伐採当該国の法令遵守、違法伐採された木材・木材製品の取り扱い禁止、木材原料の調達方針の立案と合法性確認のシステム構築などを定めている。

⑧ 南アフリカ（南アフリカ製紙連合会（PAMSA））

南部アフリカ開発共同体林業協定は、違法伐採の禁止をはっきりと謳っている。南アフリカでは、盗伐が大きな問題となっており、その対策として、木材へのカラーマーキングやバーコード貼付が行われている。

⑨ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

AF&PA は 2002 年に違法伐採に関する声明を採択した。AF&PA とコンサーベーション・インターナショナル（CI）は、「違法伐採撲滅同盟（Alliance to Combat Illegal Logging）」を発足させた。違法伐採撲滅同盟の主目的は、リモートセンシング技術を用いて違法伐採を発見、その情報を現地取締機関に連絡し、取り締まり活動を促すことである。現在、インドネシアで試験計画が進行中である。

4. 3 繊維の利用と回収

全体的な進捗状況

古紙リサイクルのメリットは多大である。古紙リサイクルによって、製紙原料が補完されている。古紙リサイクルによってゴミとして処分される紙の量が減少し、埋立地容量圧迫の軽減、また埋立地中で腐朽した古紙から排出される温暖化ガスを削減させる。古紙リサイクルは、ガラスやプラスチックなど他の製品の同時リサイクルを後押しする一方で、急成長するリサイクル産業において持続的な職を提供する。

古紙リサイクルは、世界中において、数十年間に亘り習慣的に行われてきた。そして、森林製紙産業は、多大な投資を行い、古紙利用能力を拡大してきた。今日、古紙回収率を向上し、高品質の古紙を安定確保することが重要課題となっている。

ICFPA 会員団体の多くが、古紙回収目標を公式に採用しているか、多品種リサイクリング計画に参加している。ICFPA 会員団体は、住宅レベルの古紙回収プログラムから産業レベルの古紙回収プログラムまで、その策定・実施に積極的に関わっている。リサイクル活動では国民の参加が極めて重要であることを鑑み、ICFPA 会員団体は古紙回収プログラム及び古紙リサイクルが社会・環境にもたらすメリットについての国民の認識向上に積極的に取り組んでいる。これらの取り組みの結果、古紙回収率は世界中で着実に上昇している。ICFPA 会員団体は古紙回収率の上昇基調を継続させ、古紙回収率を最大限に高めていく決意である。

繊維の利用と再生における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア（オーストラリア木材・製紙産業協議会（A3P））

現在、オーストラリアの古紙回収率は53%で、1993年の37%から大きく増加した。回収率の増加は、リサイクル基盤整備への投資、紙生産の変化によってもたらされた。製紙産業は政府と協力し、リサイクルの経済性の改善及びリサイクルの向上に向けたイニシアティブの策定や資金提供に取り組んでいる。リサイクルの向上に関しては、特にオフィス古紙が注目されている。

② ブラジル（ブラジル紙パルプ連合会（BRACELPA））

ブラジルでは、環境問題への懸念から産業界が紙リサイクル活動を強化したことで、古紙回収率は過去10年間で34.5%から46.9%に増加した。

③ カナダ（カナダ林産物連合会（FPAC））

2006年にカナダで消費された紙及び紙製包装容器の49%がリサイクルされた。これは、1990年の28%から大きく増加している。FPAC会員企業は、2010年までに国内の古紙回収率を55%に高めるとの公約を支持している。カナダの製紙産業は、再生紙の寿命長期化、耐久性向上、古紙回収及び古紙のリサイクル性向上に投資を行っている。

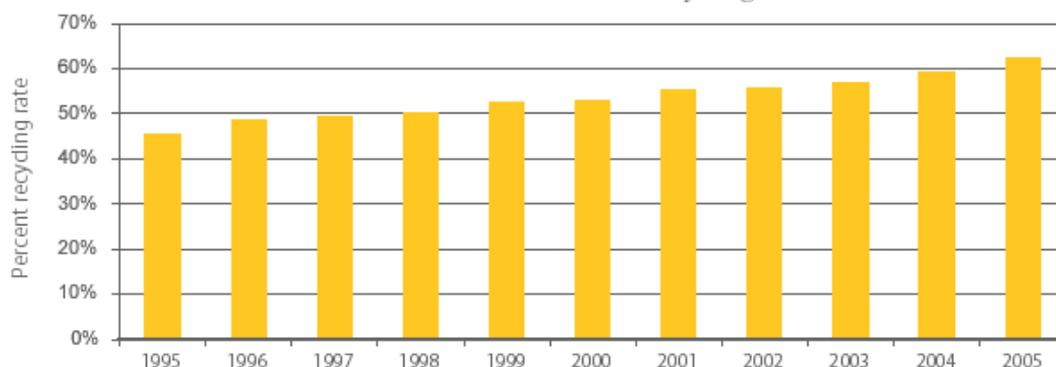
④ コロンビア（ANDI）

コロンビアでは、紙・板紙生産1トンあたり平均700kgの古紙を使用している。2004年、ANDI紙パルプ産業協議会は、2009年までに古紙回収率を44%から50%に高めることを提唱した。古紙回収率は、2005年には既に48%に達している。

⑤ 欧州（欧州製紙産業連合（CEPI））

欧州で消費される製紙原料の半分が古紙である。2005年の欧州29カ国のリサイクル率は62.4%に達している（グラフ3）。CEPIは古紙回収に関する声明を発表、その中でCEPI加盟17カ国は2010年までにリサイクル率を66%へ高めること、そして、古紙の品質及びリサイクル性を向上させることを公約している。公約実現に向け、責任ある調達及び古紙の品質管理について具体的に示した指針を策定した。

Graph 3: CEPI – Recycling Rate



⑥ 欧州（欧州木材産業連合（CEI-Bois））

CEI-Bois の構成産業である木材パネル産業では、リサイクル木材の利用が増加しており、（製品中への）二酸化炭素の継続的な貯蔵そして木材のライフサイクル拡大に貢献している。製品としての寿命が終われば、木材はバイオエネルギー生産に用いることができる。また、木材パネル産業は、最終製品が化学コンタミネーションに関する厳格な基準を達成するために、木材のリサイクルについての品質ガイドラインを作成した。

⑦ 日本（日本製紙連合会（JPA））

当連合会は環境に関する自主行動計画の中で、2010年までに古紙利用率62%の達成を公約している。この目標達成のために、再生紙の品種拡大、オフィス古紙のリサイクル促進、古紙利用製品や古紙利用技術の研究と開発（RPF、パルプモールド等）を推進している。

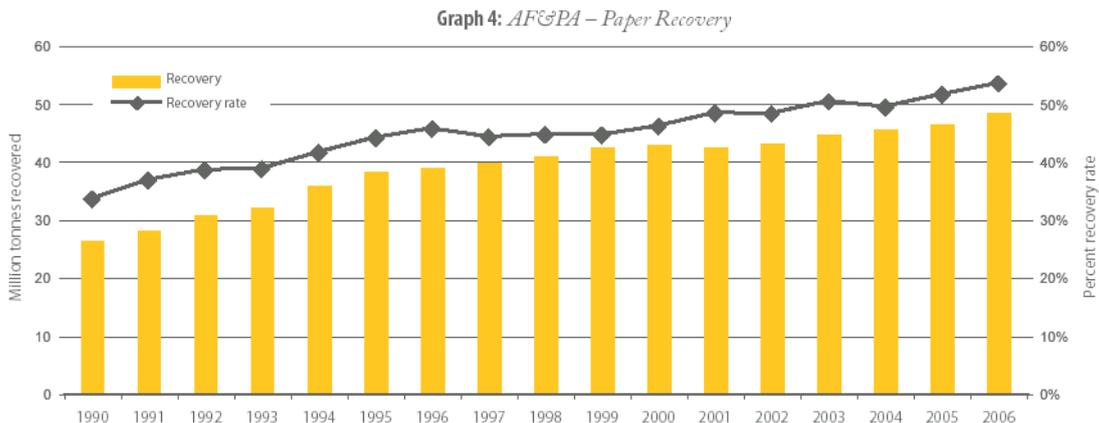
当連合会は自治体や企業の協力を仰ぎ古紙の回収率を向上させるとともに、消費者の意識改革を目的として、パンフレットの配布や新聞広告、講演会の開催などの広報活動を行っている。

⑧ 南アフリカ（南アフリカ製紙連合会（PAMSA））

南アフリカでは、PAMSA の支援の下、南アフリカ古紙回収業者協会（PRASA）が発足、古紙の回収・利用の向上に力を入れて取り組んでいる。2005年の古紙回収率は44%（93.5万t）であった。古紙回収はまた、中小企業の発展に貢献している。例えば、最近開発された回収かごによる古紙回収システムは、小都市の企業家にチャンスをもたらしている。

⑨ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

米国の2005年の古紙回収率は52%（回収量4650万トン）であった（グラフ4）。これは、人口1人あたり157kgの古紙が回収され、また回収量1トンにつき2.5m³の埋立地が節約されていることを表している。増大する世界の古紙需要に対応すべく、米国製紙産業は2012年までに古紙回収率55%の達成という目標を定めている。また、AF&PAは古紙回収・利用に関する様々なパンフレットやオンライン情報を作成している（www.paperrecycles.org）。



4. 4 環境管理

全体的な進捗状況

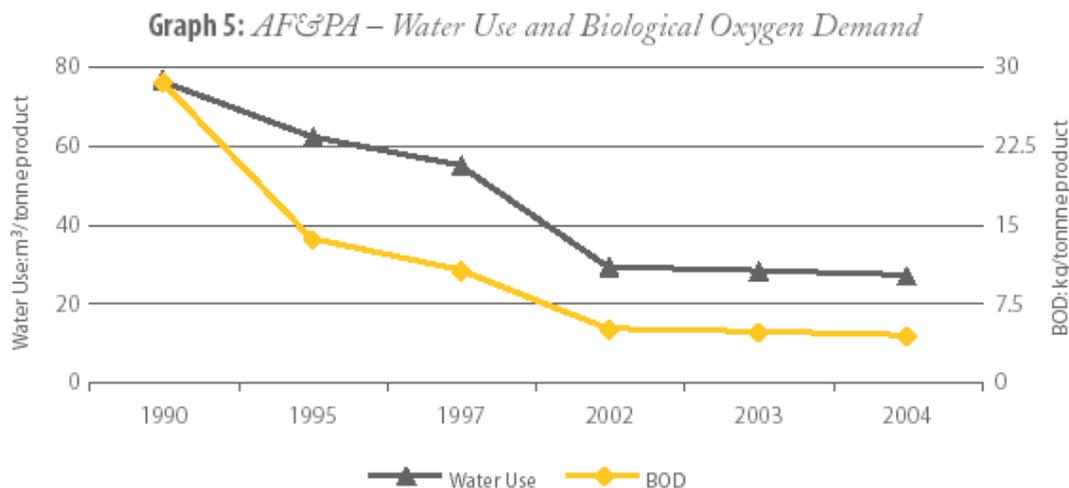
持続可能性を高める重要な要素は、産業活動による環境負荷を低減することである。ICFPA 会員団体及びその会員企業は、大気放出、工場排水、使用水量など重要な環境問題への取り組みにおいて大きな進展を遂げてきた。

効果的な環境管理システム（EMS）は、環境管理の改善にとって重要な手段である。環境管理システムは、数値目標の設定とその定期的な更新を義務付け、そして最終的に資源のより効率的な利用をもたらす。各会員団体の会員企業の多くは、測定可能な目標や報告義務を盛り込んだ総合環境管理計画を実施している。

環境管理における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア（オーストラリア木材・製紙産業協議会（A3P））

オーストラリアの製紙産業は、最高水準の環境管理の維持に向けた総合計画の履行を公約している。総合計画で規定する課題は、主要利害関係者と協力して決定した。また、製紙産業はエネルギーや水、また温暖化ガス排出量などの大気汚染に関する測定可能な目標を設定、その達成を公約している。A3P は、1990 年から 2004 年の間に、生産 1 トンあたりの水使用量を及び生物的酸素要求量（BOD）をそれぞれ 65%、85%削減した（グラフ 5）。



② ブラジル（ブラジル紙パルプ連合会（BRACELPA））

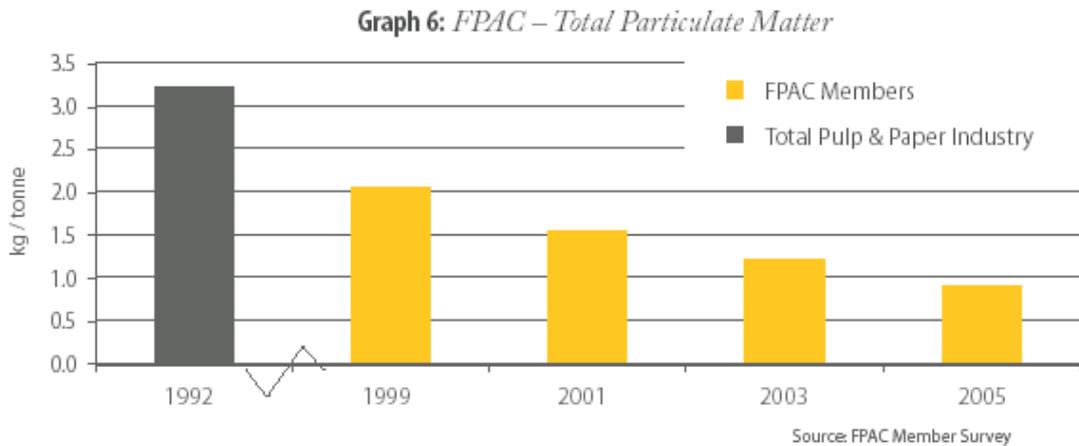
ブラジル紙パルプ産業では使用水量を削減している。また、パルプ生産における臭気除去も導入されている。

③ カナダ（カナダ林産物連合会（FPAC））

FPAC 会員企業は、1999 年以降、紙・板紙生産 1 トンあたりの粒子状物質排出量を 55%削減（グラフ 6）、また悪臭成分である還元性硫黄酸化物の大気中への排出量

を 78%削減した。

また、紙・板紙生産 1 トンあたりの使用水量は、1990 年以降で 10 m³ (14%) 減少した。



④ チリ (CORMA)

チリのパルプ産業は 1998 年に第一次無公害生産協定に署名した。同協定は、具体的な目標の達成を目的とした企業と環境当局による自主協定である。1999 年には、70 以上の製材工場、再生品業者が同協定に署名した。2004 年に、これら産業に関する第二次無公害生産協定が作成された。同協定は全国レベルで署名され、国内木材産業の署名率は 90%以上に達した。2005 年、新聞用紙メーカーが無公害生産協定に署名、2007 年は、木材パネル産業の無公害生産協定が署名される予定である。通常、これらの協定で設定されている目標は、状来の法規定よりも遥かに厳しいものとなっている。

⑤ コロンビア (ANDI)

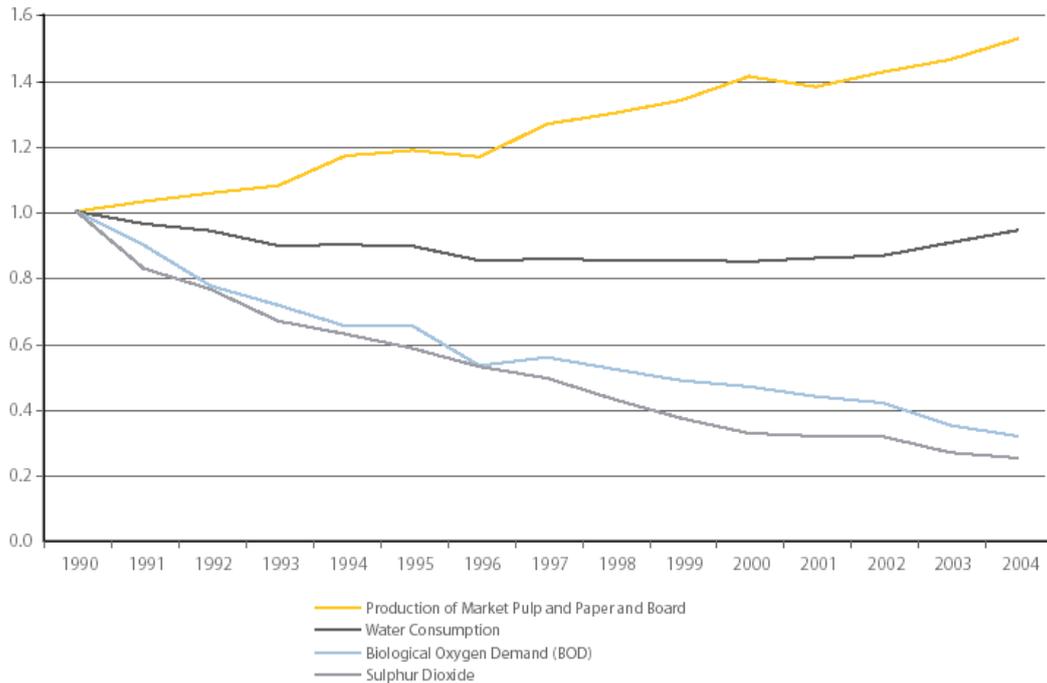
ほぼ全ての ANDI 会員企業が、環境効率指標を導入しており、また企業によっては自主計画を実施し、供給管理、技術改革、使用水量の削減を通じ、工場の環境負荷のさらなる低減を行っている。

コロンビアの紙パルプ産業はレスポンシブル・ケア及び持続可能な発展のための世界経済人会議を推進するとともに、両プログラムのコロンビア支部の会員として積極的に活動している。

⑥ 欧州 (欧州製紙産業連合 (CEPI))

CEPI 加盟国全体の生産能力の 73%が、国際的に認められた環境管理基準 (ISO、環境管理・環境監査スキーム (EMS)) による認証を受けている。紙・板紙生産が増加基調にあるものの、環境指標の実績値は着実に改善している (グラフ 7)。

Graph 7: CEPI – Pulp and Paper Production and Selected Environmental Indicators (1990=1)



⑦ 日本（日本製紙連合会（JPA））

当連合会会員企業の 2005 年の産業廃棄物最終処分量は 42.4 万トンで、1990 年の 253.7 万トンから 83%削減、これは 2010 年までに最終処分量を 45 万トンまで低減する公約を既に達成している。また、会員企業の全工場において ISO14001 を取得することを目指しており、現在は 94%の工場が同認証を取得している。

⑧ 南アフリカ（南アフリカ製紙連合会（PAMSA））

PAMSA は国家環境管理法（NEMA）に関する国民参加のプロセスに積極的に参加している。生物多様性、大気汚染、固形廃棄物管理といった環境問題に関する一連の法律は NEMA に基づいて策定される。PAMSA はまた、クリーナー・プロダクション*技術に関するセミナーを行ってきた。クリーナー・プロダクションは二つの試験計画から始まり、現在では多くの工場で実施されるまでに広がっている。

*生産・加工等の工程において、有害物質や不要物の発生を抑え、有害物質除去反応を組み込むなどした生産方法

⑨ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

AF&PA 会員企業は、AF&PA の定める環境安全衛生原則（EHS）の遵守を義務付けられている。2004 年に、会員企業の 83%が公式の環境安全方針を発表した。2002 年から 2004 年の間に、AF&PA 会員企業の二酸化硫黄排出量及び窒素酸化物排出量は、それぞれ 11.6%、9.2%削減された。紙パルプ工場における固形廃棄物発生量は、1995 年以降 14%削減されている。埋立て処分される固形廃棄物の割合は、2002 年から 2004 年の間に、61%から 56%へ減少した。

4. 5 気候変動問題及びエネルギー供給問題の解決策の立案

全体的な進捗状況

気候変動問題は、地球規模の解決策が求められる問題である。森林製紙産業は気候変動問題に対応することを強く約束する。森林製紙産業は、原料利用の最適化、生産効率の向上、バイオエネルギーの生産、バイオリファイナリー製品への事業拡大によって、気候変動対策で大きな役割を果たすことができる。

木材・紙製品は再生可能かつリサイクル可能な資源であり、大気中の CO₂ を吸収・蓄積することで温室効果ガスの削減に貢献する。森林製紙産業は、気候変動に対応する革新的なエネルギーシステムを導入し、生産効率の向上、化石燃料への依存度削減、再生可能なエネルギー源の利用拡大を約束する。持続可能な方法で管理された森林から供給される木材原料は、今後の世界のエネルギー供給に大きく貢献する。

ICFPA、国連食糧農業機関 (FAO)、国際エネルギー機関 (IEA)、そして世界自然保護基金 (WWF) は、森林セクターの特異な潜在性を気候変動の緩和及びエネルギー安全保障の強化に生かすため、協力を続けていくことで合意した。

森林製紙企業は、近年、温室効果ガス排出量の削減、エネルギー効率の改善を着実に進めてきている。紙パルプ産業では、炭素中立であるバイオマスからのエネルギー生産量が増加しており、化石燃料の需要が減少している。この分野のさらなる進展を推進するため、ICFPA 会員団体は様々なイニシアティブや協力活動に参加している。

気候変動問題及びエネルギー供給問題の解決策の立案における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア (オーストラリア木材・製紙産業協議会 (A3P))

オーストラリアには国内排出権取引スキームがないため、森林製紙産業は、温室効果ガス排出量についての透明性のある情報公開などの自主的スキームや準国家的スキームに積極的に参加している。最初に創設された排出権取引スキームの 1 つであるニューサウスウェールズ州の温室効果ガス削減スキームでは、排出権取引の大部分は植林経営者や製紙会社によって占められている。また、森林製紙産業は国内排出権取引スキーム創設への支持を表明しており、スキームの策定に関して連邦政府、州政府、双方に積極的に助言を行っている。

② カナダ (カナダ林産物連合会 (FPAC))

FPAC 会員企業の紙パルプ生産におけるエネルギー消費は、1990 年から 2005 年の間に 18% 減少した。この結果は、カナダ産業界省エネルギー計画 (CIPEC) の下、会員企業がエネルギー消費を毎年 1% 改善する公約が反映されたものである。FPAC 会員企業の化石燃料消費量は 1990 年以降 45% 減少、エネルギー需要のほぼ 60% を再生可能エネルギーで賄っている。バイオマス、コージェネ、そして温暖化ガス排出量の少ない天然ガスの利用によって、FPAC 会員企業の紙パルプ工場全体の温室効果ガス排出量は 1990 年以降 44% 減少した (製品トンあたりの排出量は 54% 減少。会員企業の紙パルプ生産量は 1990 年以降 20% 増加している)。

③ コロンビア (ANDI)

コロンビアの紙パルプ産業では、消費する電力のほぼ半分をバイオマス、天然ガス、コジェネから供給している。コロンビア環境省気候変動緩和室は、温室効果ガス削減やクリーン開発メカニズムによる再生可能エネルギーの化石燃料代替に向けた企業の取り組みを支援している。

④ 欧州 (欧州製紙産業連合 (CEPI))

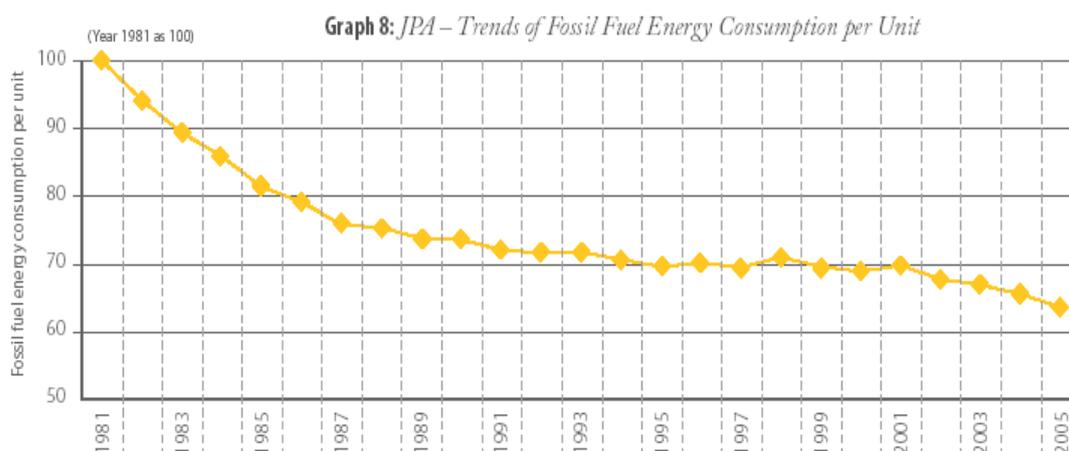
欧州の紙パルプ工場における化石燃料消費による有害ガス排出量は大幅に減少している。1990年から2004年の間に、生産1トンあたりの二酸化硫黄排出量及び二酸化窒素排出量はそれぞれ83%、33%減少した。紙パルプ工場の一次エネルギー総消費のほぼ50%がバイオマスによって賄われている。紙パルプ産業は、一時エネルギー総消費に占めるバイオマスの割合を2010年までに56%まで高めることを約束している。2004年の紙パルプ工場での電力生産の93.49%は、コジェネによるものであった。

⑤ 欧州 (欧州木材産業連合 (CEI-Bois))

CEI-Boisは、木材利用とその気候変動政策への貢献の可能性に関する情報収集・分析、そして情報提供を積極的に行っている。情報提供としては「気候変動への取り組み：木材の利用」という刊行物を発行している。同刊行物は、木材利用は気候変動を緩和する手段の1つであり、環境面から支持できること、そして木材産業の経済貢献について明確に伝えることを目的としている。

⑥ 日本 (日本製紙連合会 (JPA))

環境に関する自主行動計画の下、当連合会は省エネ設備の導入及び化石燃料から代替燃料への転換、そしてCO₂の吸収・固定を目的とした植林面積の拡大を推進している。また、当連合会は2010年度までに、化石エネルギー原単位及びCO₂排出原単位について、それぞれ1990年度比13%、10%削減すること、さらに植林面積を60万haに拡大することを公約している。化石エネルギー源単位については、2005年度時点で13%削減を達成(グラフ8)、さらに植林面積も2006年に目標を達成した。CO₂排出原単位については、2005年度時点で1990年度比9.2%減となっている。

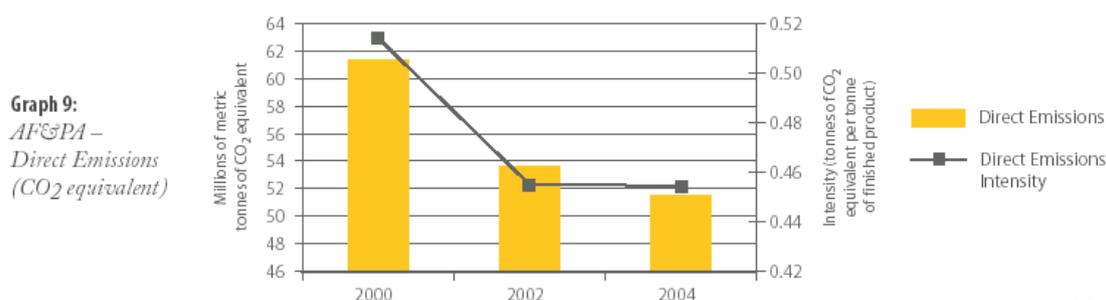


⑦ 南アフリカ（南アフリカ製紙連合会（PAMSA））

南アフリカの森林産業は国家エネルギー効率協定に加わっている。同協定は 2015 年までにエネルギー効率を 12%改善することを目標としている。最近、石油ボイラーからガスボイラーへの転換プロジェクトと、木屑ボイラーの設置プロジェクトが行われ、協定の目標達成に貢献している。PAMSA は温室効果ガスに関する方針の草案を作成、現在、会員の批准作業が進められている。

⑧ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

2000 年から 2004 年の間に AF&PA 会員企業の紙パルプ工場における紙・板紙生産 1 トンあたりの化石燃料消費量は 11%減少し、再生可能エネルギー使用量は 3%増加、そしてエネルギー総消費量は 3%減少した。AF&PA は、エネルギー省が創設した官民の自主的パートナーシップである Climate VISION に参加している。Climate VISION は、2012 年までに単位 GDP あたりの温室効果ガス排出量を 2002 年比 18%削減することを目標としている。AF&PA 会員企業は、単位 GDP あたりの温暖化ガス排出量を、2012 年までに会員全体で 2000 年比 12%削減することを誓約している。2000 年から 2004 年までの間に、AF&PA 会員全体の温室効果ガス直接排出量は 16%削減された。これは、単位 GDP あたりの直接排出量で換算すると 12%の削減にあたる（グラフ 9）。



4. 6 従業員及び地域社会への投資

全体的な進捗状況

持続可能な森林経営は、世界にある何千もの地域社会の経済を支えている。

森林製紙産業は、様々な形で地域社会の福祉に貢献している。森林製紙産業の雇用者数は世界約 200 カ国で約 1300 万人に上り、その多くが雇用機会の少ない農村地域における雇用である。ICFPA 会員団体の会員企業は、雇用者への給料や厚生給付に加え、政府への納税、また病院や学校、道路など地域のインフラ整備への財政支援を行っている。また、カウンセリングや児童保育など地域社会の社会サービスへの支援、スポーツチームや青少年クラブのスポンサー、雇用者や地域社会に対する教育の機会を提供している。

森林製紙産業は、世界各地で貧困の緩和に大きく貢献している。世界銀行によると、10 億人もの貧困層が森林資源に生計を依存している。森林製紙企業は、多くの場合農村地域にあり、地域雇用を創出することで都市への人口流出を抑制できる。

世界の森林製紙産業は、一般の人々との開かれた対話を推進、また雇用者など主要利害関係者から意見を募っている。いくつかの国では、森林製紙産業は先住民社会と協力し、教育訓練、ジョイントビジネス、先住民のビジネスへの参加などのプロジェクトに取り組んでいる。

ICFPA 会員団体の中には、地域社会や利害関係者との関係、先住民との関係、地域経済への貢献などの分野における実績についての測定可能な指標を導入している会員団体や、その開発に取り組んでいる会員団体がある。

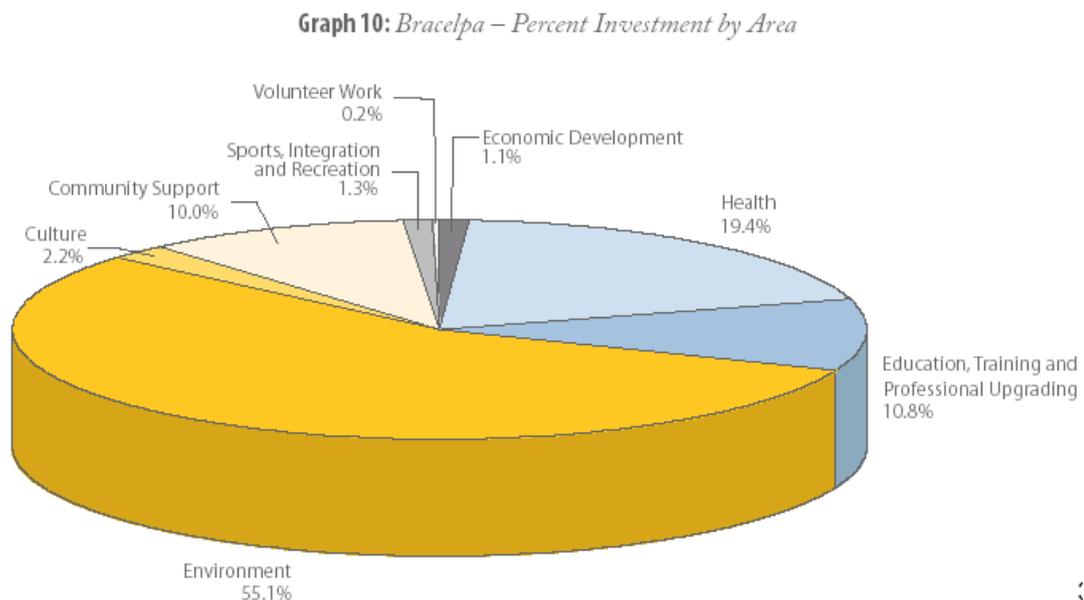
従業員及び地域社会への投資における ICFPA 会員団体の達成状況

① オーストラリア（オーストラリア木材・製紙産業協議会（A3P））

オーストラリアの森林製紙産業は調査報告書を作成。報告書では、今後必要となる主要な技術の特定、その技術の獲得や従業員に対する専門能力向上の機会提供を確実にするために産官による共同活動を提案している。

② ブラジル（ブラジル紙パルプ連合会（BRACELPA））

ブラジルの紙パルプ産業は、国内 16 州 450 自治体で事業を行っており、11 万人の直接雇用と数千人の間接雇用を創出、雇用の多くは開発の遅れた遠隔地で行われている。紙パルプ産業は総額で 1 億 5400 万ドルを投入し種々の社会活動を展開、3600 名以上の従業員がそれらの社会活動に進んで取り組んでおり、250 万人以上の人々が恩恵を受けている（グラフ 10）。



③ カナダ（カナダ林産物連合会（FPAC））

FPAC 会員企業は、過去 5 年間で事故発生率（RIR）を 30%低下させた。FPAC 会員企業は先住民の共同体との協働活動を継続的に行っている。協働活動としては、計画及び意志決定における先住民からのアドバイス提供、伝統的森林利用の確認、文化行事の支援、業務提携や事業機会の創出などが挙げられる。ほぼ全ての FPAC 会員企

業は、請負業者、パートナー、またはサプライヤーとして先住民のビジネスと関係を持っている。

④ チリ (CORMA)

CORMA は 1994 年から個人業務能力認証システムを実施、様々な業務に就く個人 7,000 人以上に対しその業務能力を認証してきた。また、このプロセスは、環境問題を林業活動に取り込むことを促進している。チリでは、多くの林業会社が、一般の人々に対して薪、家畜飼料、野生果実、水利用、道路利用など森林が提供する財・サービスへのアクセス提供を目的としたプログラムを策定している。チリでは現在、林業会社 6 社が、労働安全衛生規格である OHSAS18001 認証を取得している。

⑤ コロンビア (ANDI)

コロンビアの紙パルプ産業の平均給与・手当では、国内の他産業を 180% 上回っている。製紙産業が直接関係する自治体では、企業は、教育、住宅供給、食料の安売り、建材倉庫、レクリエーション、課外活動など、住民の福祉に貢献する様々なプログラムに融資を行っている。また、紙パルプ産業は、読み書き能力、市民権資格、美術プログラムへの支援を通じ、文化の発展を推進している。

⑥ 欧州 (欧州製紙産業連合 (CEPI) 及び欧州木材産業連合 (CEI-Bois))

CEPI 及び CEI-Bois は、製紙産業を若年層にとって魅力的な就職先にすべく力を入れて取り組んでいる。「木材と製紙－Opportunity for Generations」という名称で、製紙産業が若年層にとって魅力的な就職先として宣伝するプロジェクトが行われている。このラベルの開発は、欧州森林産業の主要企業が共同して行った。CEPI はまた、欧州における労働災害についての共同定義の開発に携わった。この定義に基づく、2003 年の従業員 1000 人あたりの労働災害 (3 日以上休業したもの) 発生件数は 37 件で、2001 年の 42 件から減少した。

⑦ 日本 (日本製紙連合会 (JPA))

当連合会会員企業は、今後の安定的な労働力確保のため、60 歳定年後の雇用延長による人材の確保と技術の伝承に取り組んでいる。当連合会は、会員企業の労働安全成績を毎年評価、より安全で健康的な産業となることを目指している。当連合会は毎年安全衛生大会を開催しており、優秀な安全記録を残した工場や、安全・衛生の面で貢献した個人に対し表彰を行っている。

⑧ 南アフリカ (南アフリカ製紙連合会 (PAMSA))

南アフリカの製紙産業の直接雇用者数は 1 万 3500 人で、さらに古紙回収では 1 万 700 人が雇用されている。林業、製材産業、紙パルプ産業合計で 17 万人の直接雇用を創出している。農村地域における依存人口比率を控えめに見ても、森林製紙産業は 85 万人以上の生活を支えている。

現在、森林産業改革憲章の策定が進められている。この憲章は、アパルトヘイト政策で生じた不平等の解決を目指す社会協定である。憲章は 2007 年央に調印される予定である。

⑨ 米国（米国林産物製紙連合会（AF&PA））

AF&PA 環境安全衛生（EH&S）憲章プログラムを通じ、AF&PA 会員企業は従業員、顧客、サプライヤー、地域社会、政府関係者、株主と対話を行い、環境安全衛生問題に関する理解の向上に取り組むことを約束している。2005 年に、AF&PA と紙パルプ安全協会（PPSA）は、森林製紙産業従業員の筋骨格疾病（MSDs）の発生頻度の低減に重点的に取り組むため、米国労働安全衛生管理局（OSHA）と提携を結んだ。

終わりに

森林製紙産業は世界経済、そして森林資源の持続可能な管理によって生活が左右される地域社会の福祉に大きく貢献している。CEO リーダーシップ声明は、森林製紙企業及び業界団体が森林資源の持続可能な開発を行うことを約束している。

ICFPA 会員団体は、活発な経済活動を維持しつつ、重要な環境・社会問題の解決に向けたイニシアティブを取りながらリーダーシップ声明に則り活動している。本レポートは、世界の森林製紙産業が現在実施している持続可能性への取り組みを紹介する、初の国際的取り組みである。主な達成状況としては、

- ・ 持続可能な森林経営（SFM）： ICFPA 会員団体は、持続可能な森林経営を行うことを約束する。また、森林製紙産業は持続可能な森林経営の基準が満たされていることを証明する認証システムの発展に注力している。
- ・ 違法伐採： ICFPA 会員団体は違法伐採に反対しており、違法伐採活動から森林を保護するイニシアティブに積極的に参加している。
- ・ 繊維の利用と回収： ICFPA 会員団体の多くが、古紙回収目標を公式に採用しているか、多品種リサイクリング計画に参加している。
- ・ 環境管理： 世界の森林製紙産業では、大気排出、工場排水、水消費の取り組み、そしてその継続的な改善に向けての総合環境管理計画・システムの導入において大幅な進展が見られている。
- ・ 気候変動とエネルギー： ICFPA 会員団体は、気候変動、生産効率の改善、化石燃料依存の緩和、再生可能エネルギーの利用拡大という課題に対応する革新的エネルギー解決策を支えている。近年、森林製紙企業は温室効果ガス排出量の削減、省エネを着実に進めてきた。紙パルプ産業ではバイオマスエネルギーの利用が拡大しており、化石燃料への依存度が低下している。
- ・ 従業員と地域社会： 森林製紙産業は雇用機会の創出や、地方のインフラ開発及び地域サービスに対する支援を行っている。また、世界各地において、貧困の緩和・撲滅に貢献している。

ICFPA は、森林製紙産業及びその利害関係者が直面する持続可能性に関する問題への対応、そして多くの分野での森林製紙産業の実績改善に継続的に取り組む必要があることを認識している。

ICFPA は 2 年に一度、進捗状況の報告を行い、利害関係者に対し森林製紙産業の活動と実績に関する最新情報を届けるとともに、ICFPA 会員内の継続的改善を促していく。

世界の森林製紙産業は、世界の社会的・環境的・経済的目標に貢献している。森林製紙産業は、持続可能性の実践改善に向けた継続的な取り組み、炭素を蓄積しかつりサイクル可能な製品の生産、そして対話を積極的に受入れることで、今後も世界に貢献していく。

資料)

森林製紙産業：持続性可能な世界への約束 CEO リーダーシップ声明

2006年6月8日

林産品産業は多様性のある産業で、世界中で経済発展、都市・農村社会の幸福に貢献しています。林産品産業は森林経営の改善、違法伐採の撲滅、そして環境管理の向上への取り組みを通じ、持続可能な発展という課題に真剣に取り組んでいます。持続的に生産され、かつリサイクル可能である再生可能な天然製品、そして林産品産業の持続可能性への熱心な取り組み及びその改善に向け継続的に努力することで、林産品産業は持続可能性において世界的リーダーとなるため協力して取り組んでいます。これは、大きな経済的成果を健全な環境管理と私たちが働く社会状況への配慮に結びつけることで達成されるでしょう。

公約：

世界の林産品産業のリーダーとして、私たちは持続可能性を促進する役割そして義務があることを認識します。私たちは、以下に示す分野をはじめ全ての関連分野における取り組みを通じて、林産品産業の持続可能性パフォーマンスを向上させることを約束します。

1. 持続可能な森林経営の世界中での推進

私たちは持続可能な森林経営（SFM）の原則を支持し、その原則に従った森林経営を行うことを約束します。この目的のため、SFMの推進及び森林経営の改善に向けた森林認証システムやその他のメカニズムの開発を積極的に支援します。林産品が最も厳しい基準に従って管理された森林から持続的に生産されていることを保証するため、私たちはSFM認証の全国家への普及を支援します。我々は、天然林及び植林双方の持続可能な利用によって、世界で高まる森林需要を満たすことができると信じています。

私たちは次の特徴を備えた認証システムを支持します。

- ・ 認証及び認定に適用できる一般的に受け入れられた原則に従っていること。
- ・ 国際的に認識されたSFM基準に一致していること。
- ・ 第三者機関による独立審査を採用していること。
- ・ 利害関係者からの意見を取り入れた透明性のある方法で策定、実施されていること。
- ・ システムの継続的な改善を促進していること。

2. 違法伐採の撲滅

私たちは違法伐採活動に断固反対します。違法伐採は、世界中で森林破壊を招くとともに、合法的に伐採され取引される製品の存続に危機をもたらします。

私たちは法規制の策定、効果的な政府の監視活動及び森林アセスメントを促します。それらは違法伐採及び違法に伐採された木材の取引の対策として必要不可欠だからです。私たちは違法伐採撲滅において貧困緩和が重要であることを認識し、持続可能な森林経営並びに保護指定地域の保全の促進・発展に向けた政府の取り組みを支援します。林産品産業は、その専門的知識と資源を活かし、違法伐採の防止に貢献することを約束します。そのために用いる手段は多種多様で、地理情報システム（GIS）、環境管理システム（EMS）、責任ある原料調達方針、追跡調査システム、森林認証、自主行動憲章、持続可能性報告書、独立した第三者機関による審査・認証などが挙げられます。

3. 繊維の利用と回収

古紙及び廃木材は、社会の紙・板紙、包装材及び木材製品需要を満たすために不可欠かつ補完的な繊維資源となっています。林産品産業は消費前及び消費後の紙・木材製品の回収を支援、奨励します。林産品産業は様々な利害関係者と協力して回収率の向上に取り組むとともに、技術開発投資を行い、紙・木材製品への回収繊維利用を増加させ、原料としての木材利用を最大限に高めていくことを約束します。

4. 環境管理

私たちは、私たちの産業活動が環境に配慮し、私たちの産業が依存する資源を維持改善することを約束します。我々は全ての法規制を遵守し、また環境管理システムを活用し、水やエネルギー消費量の継続的な削減など、事業活動における環境活動及びその成果の継続的改善に取り組んでいきます。

5. 気候変動問題及びエネルギー供給問題の解決策の立案

世界の林産品産業は、気候変動問題の解決に積極的に取り組むことを約束します。樹木、そして木材・紙製品は再生可能かつリサイクル可能という特徴を持った資源であり、大気中の CO₂ を貯蔵することで温室効果ガスの削減に貢献します。私たちは、持続可能な方法で管理された森林から供給される繊維が、将来の世界のエネルギー供給に大きく貢献すると信じています。林産品産業は、革新的なエネルギーシステムを導入し、生産効率の向上、化石燃料への依存軽減、再生可能なエネルギー源の利用拡大を約束します。

6. 従業員及び地域社会への投資

私たちは安全な労働環境の維持、そして健康・安全基準及びその活動の改善に取り組んでいくことを約束します。私たちは従業員に対し教育を行い、職務技術・能力を向上させていくことを約束します。私たちは、従業員、そして事業を展開している地域社会の経済的・社会的幸福に貢献することを約束します。我々は、主要な利害関係者・団体、事業を展開している地域の住民や社会に対し、オープンにかつ敬意を持って対応していくことを約束します。

いかにして私たちは共同活動を行っていくか

私たちは各国・地域の森林製紙業界団体を通じ、これらの公約を支える意義ある持続可能性イニシアティブの策定・準備に継続して取り組んでいくことを約束します。

実効性のある森林製紙産業イニシアティブの要素は次が挙げられます。

- ・ 共通の原則
- ・ 会員企業が原則に従うこと
- ・ 報告書を通じた進捗状況の広報活動
- ・ 主要な利害関係者との対話や協力
- ・ ベストプラクティスの指導による実行支援

国際森林製紙団体協議会（ICFPA）は会員団体のイニシアティブの進捗状況の報告を行います。

本声明は第 2 回 ICFPA 国際 CEO 円卓会議において発表され、25 カ国の林産品企業の CEO または林産品業界団体の理事長計 59 名が署名を行いました。これはコミットメン

ト文書の最初の一步であり、今後数ヶ月間に他の企業・団体が署名することが予想されます。本日の会議は ICFPA が主催しました。声明に署名した企業・団体のリストを別紙に添付します。

CEO リーダーシップ声明 署名企業・団体リスト (2007年4月現在)

① 民間企業 (69社)

(国別アルファベット順)

	企業名	国		企業名	国
1	Mayr-Melnhof	オーストリア	36	Crown Forestry Group	NZ
2	Sappi Europe	ベルギー	37	Norske Skog	ノルウェー
3	Cenibra	ブラジル	38	Grupo Portucel/Soporcel	ポルトガル
4	Klabin S.A.	ブラジル	39	Volga Inc.	ロシア
5	Veracel	ブラジル	40	Billerud AB	スウェーデン
6	Abitibi Consolidated	カナダ	41	Holmen AB	スウェーデン
7	Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	カナダ	42	Rottneros AB	スウェーデン
8	Canfor Corporation	カナダ	43	SCA	スウェーデン
9	Catalyst Paper	カナダ	44	Södra	スウェーデン
10	Kruger Inc.	カナダ	45	Cham Paper Group	スイス
11	Tembec	カナダ	46	The Siam Pulp and Paper Public Company Limited	タイ
12	Tolko Industries	カナダ	47	Anthony Forest Products Company	米国
13	Biocel Paskov	チェコ	48	Boise Cascade LLC	米国
14	Smurfit Carton de Colombia SA	コロンビア	49	Bowater Inc.	米国
15	Celulosa Arauco y Constitucion S. A. (Arauco)	チリ	50	Buckeye Technologies, Inc.	米国
16	CMPC Group	チリ	51	Glatfelter	米国
17	Masisa S.A.	チリ	52	Green Bay Packaging, Inc	米国
18	Metsäliitto Group	フィンランド	53	Gulf States Paper Corporation	米国
19	Myllykoski Corporation	フィンランド	54	Hancock Land Co.	米国
20	Stora Enso	フィンランド	55	International Paper	米国
21	UPM-Kymmene Corporation	フィンランド	56	MeadWestvaco Corporation	米国
22	Lecta	フランス	57	Myllykoski North America	米国
23	Papierfabrik Palm	ドイツ	58	NewPage Corporation	米国
24	Papierfabrik Scheufelen GmbH	ドイツ	59	Plum Creek Timber Company, Inc	米国
25	Ballapur Industries	インド	60	Port Blakely Companies	米国
26	Smurfit Kappa Group	アイルランド	61	Rayonier	米国
27	Cartiera del Maglio	イタリア	62	Rock-Tenn Company	米国
28	Cartiera Luchese Spa	イタリア	63	Seaman Paper Company of Massachusetts	米国
29	Cartiere Burgo Marchi	イタリア	64	Smurfit Stone Container Corporation	米国
30	Favini	イタリア	65	Sonoco	米国
31	Fedrigoni Cartiere	イタリア	66	Southworth Company	米国
32	Sicem Saga Spa	イタリア	67	SP Newsprint Company	米国
33	㈱日本製紙グループ本社	日本	68	Temple-Inland	米国
34	王子製紙㈱	日本	69	Weyerhaeuser Company	米国
35	Hansol	韓国			

太字：2006年6月8日以降に署名した企業 (29社)

② 業界団体 (22 団体)

	団体名	国		団体名	国
1	Australian Plantation and Paper Industry Council	豪州	12	Assocarta	イタリア
2	Bracelpa (Brazilian Pulp and Paper Association)	ブラジル	13	日本製紙連合会	日本
3	Forest Products Association of Canada	カナダ	14	Korea Paper Manufacturers' Association	韓国
4	SPPAC	チェコ	15	VNP	オランダ
5	CORMA	チリ	16	NZ Forest Owners' Association	ニュージーランド
6	CEI-Bois	欧州	17	Celpa	ポルトガル
7	Confederation of European Paper Industries (CEPI)	欧州	18	RAO Bumprom	ロシア
8	Finnish Forest Industries Federation	フィンランド	19	Paper Manufacturers' Association of South Africa	南アフリカ
9	Copacel	フランス	20	Swedish Forest Industries Federation	スウェーデン
10	VDP	ドイツ	21	Thai Pulp & Paper Industry Association	タイ
11	Indian Paper Manufacturers Association	インド	22	American Forest and Paper Association	米国

太字：2006年6月8日以降に署名した団体（6団体）